

● 「商品売買約款」改定 新旧対照表

改定後 ※追加部分に下線	改定前 ※削除部分に下線	備考
<p>第1条 約款の適用</p> <p>1. 株式会社イーツ（以下、「当社」といいます。）は、「商品売買約款」（以下、「本約款」といいます。）に定める条件で、当社と個別契約を締結した者（以下、「契約者」といいます。）に対し、機器及びソフトウェア製品等の商品（以下、「契約品」といいます。）を販売します。<u>本約款は、当社と契約者との間の個別契約の内容を構成します。</u></p> <p>2. 契約品の保守サービスはメーカーが保証する内容に準じるものとし、<u>メーカーから契約者に直接提供され、当社はその責を負わないものとし、保守サービスを受けるためには、別途メーカーと契約者との間の契約締結が必要な場合があります。</u></p>	<p>第1条 （約款の適用）</p> <p>1. 株式会社イーツ（以下、「当社」といいます。）は、「商品売買約款」（以下、「本約款」といいます。）に定める条件で、当社と個別契約を締結した者（以下、「契約者」といいます。）に対し、機器及びソフトウェア製品等の商品（以下、「契約品」といいます。）を販売します</p> <p>2. 契約品の保守サービスはメーカーが保証する内容に準じるものとし、別途メーカーとの契約締結が必要な場合があります。</p> <p>3. <u>当社の保守代行サービスを申し込まれる場合には、別途契約を締結して頂きます。</u></p>	
<p>第2条 協議</p> <p>1. 本約款に定めのない事項については、当社と契約者との協議によって定めるものとします。</p> <p>2. <u>個別契約において本約款と異なる定めをした場合には、個別契約が本約款に優先して適用されるものとします。</u></p>	<p>第2条 （協議）</p> <p>1. 本約款に定めのない事項については、当社と契約者との協議によって定めるものとします。</p> <p>2. <u>本約款以外に個別契約の定めがある場合には、個別契約を優先するものとします。</u></p>	
<p>第3条 約款の変更</p> <p>1. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、契約条件は、変更後の約款によります。</p> <p>2. 前項の場合、当社は、事前に当該変更により影響を受ける契約者に、当社が定める方法にて、<u>本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期を通知又は公表します。</u></p>	<p>第3条 （約款の変更）</p> <p>1. 当社は、本約款を変更することがあります。この場合、契約条件は、変更後の約款によります。</p> <p>2. 前項の場合、当社は、事前に当該変更により影響を受ける契約者に、当社が定める方法にて通知又は公表します。</p>	
<p>第4条 契約品の納入</p> <p>1. 当社は、個別契約で定める納入期限及び納入場所に、契約品を納品します。</p> <p>2. 当社は、特に定めない限り、契約品を分割して引渡すことができるものとします。</p>	<p>第4条 （契約品の納入）</p> <p>1. 当社は、個別契約で定める納入期限及び納入場所に、契約品を納品します。</p> <p>2. 当社は、特に定めない限り、契約品を分割して引渡すことができるものとします。</p>	
<p>第5条 再委託</p> <p>1. 当社は、本約款に係る業務の全部又は一部を、契約者の同意なく、<u>委託先となる第三者（以下、「再委託先」といいます。）に委託することがあります。</u></p> <p>2. <u>前項の場合、当社は、当該再委託先を適切に管理するとともに、再委託業務について、本約款の規定と同等の義務を負わせるものとします。</u></p>	<p>第6条 （第三者への委託）</p> <p>1. 当社は、本約款に係る業務の全部又は一部を、契約者の同意なく、<u>第三者に委託することがあります。</u></p>	
<p>第6条 個別契約の成立</p> <p>1. 個別契約は、契約者が当社所定の注文書に定める事項を記載して当社所定の方法で当社に提出し、<u>当社がその承諾の通知を発した時点で成立するものとします。</u></p> <p>2. 個別契約成立後は、契約者の事情による個別契約の解除及び解約は出来ないものとします。</p>	<p>第7条 （個別契約の成立）</p> <p>1. 個別契約は、契約者が当社所定の注文書に定める事項を記載して当社に提出し、<u>当社がそれを承諾した時点で成立するものとします。</u></p> <p>2. 個別契約成立後は、契約者の事情による個別契約の解除は出来ないものとします。</p>	
<p>第7条 即時解除</p> <p>1. 契約者が次の各号の何れか一つに該当すると当社が判断した場合は、当社は何ら通知・催告を要せず個別契約の全部又は一部を解除又は解約できるものとします。この場合、契約者は当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の債務を直ちに履行しなければなりません。なお、当社が契約者に対し債務を負担しているときは、当社は債権債</p>	<p>第9条 （即時解除）</p> <p>1. 契約者が次の各号の何れか一つに該当すると当社が判断した場合は、当社は何ら通知・催告を要せず個別契約の全部又は一部を解除又は解約できるものとします。この場合、契約者は当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の債務を直ちに履行しなければなりません。なお、当社が契約者に対し債務を負担しているときは、当社は債権債</p>	

<p>務の種類・履行期の如何にかかわらず任意に相殺することができます。</p> <p>(1) 本約款もしくは個別契約違反の事実があった場合又は法令もしくは公序良俗違反の行為があった場合。</p> <p>(2) 警察、裁判所その他の公的機関による正当な手続きを経て本約款又は個別契約の履行につき、停止命令が出された場合。</p> <p>(3) 契約者の経営基盤に重大な影響を及ぼすような差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあった場合、又は租税滞納処分を受けた場合。</p> <p>(4) 破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合又は裁判所の会社解散命令もしくは会社解散判決があった場合。</p> <p>(5) 契約者が解散しようとした場合又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合。</p> <p>(6) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となった場合。</p> <p>(7) その他契約者の財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合。</p> <p>2. 契約者が前項各号の何れか一つに該当すると当社が判断した場合、当社は何ら通知・催告を要せず、即時に出荷を停止出来るものとします。</p> <p>3. 前2項の場合、当社は、契約者が被った損害について賠償の責任を負いません。</p> <p>4. 契約者が、第1項各号の何れかに該当したことにより個別契約を解除し、その結果当社に損害が発生した場合は、当社は契約者に対し賠償を請求することが出来るものとします。</p>	<p>務の種類・履行期の如何にかかわらず任意に相殺することができます。</p> <p>(1) 本約款もしくは個別契約違反の事実があった場合又は法令もしくは公序良俗違反の行為があった場合。</p> <p>(2) 警察、裁判所その他の公的機関による正当な手続きを経て本約款又は個別契約の履行につき、停止命令が出された場合。</p> <p>(3) 契約者の経営基盤に重大な影響を及ぼすような差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあった場合、又は租税滞納処分を受けた場合。</p> <p>(4) 破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合又は裁判所の会社解散命令もしくは会社解散判決があった場合。</p> <p>(5) 契約者が解散しようとした場合又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合。</p> <p>(6) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となった場合。</p> <p><u>(7) 契約者又はその株主・役員その他契約者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他反社会的勢力である場合。</u></p> <p>(8) その他契約者の財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合。</p> <p>2. 契約者が前項各号の何れか一つに該当すると当社が判断した場合、当社は何ら通知・催告を要せず、即時に出荷を停止出来るものとします。</p> <p>3. 前2項の場合、当社は、契約者が被った損害について賠償の責任を負いません。</p> <p>4. 契約者が、第1項各号の何れかに該当したことにより個別契約を解除し、その結果当社に損害が発生した場合は、当社は契約者に対し賠償を請求することが出来るものとします。</p>	
<p>第8条 反社会的勢力の排除</p> <p>1. <u>契約者は、自己及びその役員(取締役、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、以下「役員」といいます。)その他自己を実質的に支配する者が、個別契約申込時点において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員・暴力団準構成員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明・保証し、且つ、個別契約申込以降、個別契約の終了までの間、自己及びその役員その他自己を実質的に支配する者が反社会的勢力に該当しないことを誓約するものとします。</u></p> <p>2. 契約者が当該表明・保証又は誓約に違反した場合、当社は何らの催告を要せず直ちに個別契約を解除することができるほか、これにより被った損害の賠償を請求することができるものとし、当社は以後の本約款及び個別契約の履行を拒絶することができます。この場合、当社は、契約者に対し、理由の如何を問わず損害賠償責任を一切負いません。</p>	<p>第10条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1. <u>契約者は、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他反社会的勢力と一切の関係を持たないことを表明し保証する。</u></p> <p>2. 契約者が当該表明・保証に違反した場合、当社は何ら通知・催告を要せず直ちに個別契約を解除すること、又は以後の本約款及び個別契約の履行を拒絶することができます。この場合、当社は、契約者に対し、理由の如何を問わず損害賠償責任を一切負いません。</p>	
<p>第9条 契約不適合責任等</p> <p>1. <u>契約品に関する保証その他契約不適合責任は、当社及び契約者間の別段の合意のない限り、メーカーが提供する保証に従い、メーカーから契約者に直接提供されるものとし、当社は契約者に対して保証その他契約不適合責任を一切</u></p>	<p>第8条 (瑕疵担保責任)</p> <p>1. <u>契約者は、契約品の納品があった場合には、直ちに検品を行い、契約品の数量不足、品目違い、瑕疵があった時には直ちに当社へ通知し、その処置を当社と協議するものとし、以降、契約者は発見可能であった事項については異議を</u></p>	

<p>に、当社から契約者に移転するものとします。</p> <p>4. 契約者は、所有権が移転するまで納品された契約品を善良なる管理者の注意を持って保管管理するものとし、これらを第三者に譲渡、転貸、担保提供もしくはその他処分又は開示してはならないものとします。</p>	<p>に、当社から契約者に移転するものとします。</p> <p>4. 契約者は、所有権が移転するまで納品された契約品を善良なる管理者の注意を持って保管管理するものとし、これらを第三者に譲渡、転貸、担保提供又は開示してはならないものとします。</p>	
<p>第14条 遅延損害金</p> <p>1. 契約者は、代金、割増金、違約金、<u>その他当社に対して負担する金銭債務</u>（以下、「代金等」といいます。）を支払期日までに支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して支払の日までの期間について、未払額に対し年 <u>14.6%</u>の割合で計算した額を遅延損害金として当社に支払うものとします。</p> <p>2. 契約者が契約品の代金等の支払義務履行を遅延した場合、その他当社と締結済の一切の契約について、<u>当社の個別契約の履行を停止する場合があります、この場合契約者に生じた損害等について当社は責任を負いません。</u></p>	<p>第15条 (遅延損害金)</p> <p>1. 契約者は、代金、割増金又は違約金等（以下、「代金等」といいます。）を請求書に指定する支払期日までに支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して支払の日までの期間について、未払額に対し年 <u>14.5%</u>の割合で計算した額を遅延損害金として当社に支払うものとします。</p> <p>2. 契約者が契約品の代金等の支払義務履行を遅延した場合、その他当社と締結済の一切の契約について、<u>サービスの提供を停止する場合があります。</u></p>	
<p>第15条 機密保持</p> <p>1. <u>当社は、当社に開示された契約者の情報のうち、当該情報が記録された媒体に「秘密」「Confidential」等秘密である旨を示す表示をして開示された情報（以下、「機密情報」といいます。）を個別契約の履行のために開示が必要とされる特定の担当者及び作業従事者（再委託先を含みます。）以外のいかなる第三者にも開示又は漏洩しないものとします。ただし、契約者の依頼又は承諾に基づく場合や、第1条第2項規定のメーカーもしくは第13条第2項規定のリース会社（以下、あわせて「第三者サービス提供者」といいます。）に対して本約款及び個別契約上必要な範囲で開示する場合、契約者が本約款もしくは個別契約に違反した場合、及び当局に対する捜査あるいは調査協力義務が生じた場合、裁判所の命令、法令あるいは証券取引所規則ないし証券業協会規則に従い開示が義務付けられる場合にはこの限りではなく、それにより契約者が被った一切の損害について当社は責任を負いません。</u></p> <p>2. <u>当社は、機密情報が開示される前項の担当者及び作業従事者に守秘義務を遵守させるものとし、履行するよう適切な措置をとるものとします。</u></p> <p>3. <u>当社は、個別契約を履行する目的以外に、当社に保存された契約者の機密情報の使用や複製を行わないものとします。</u></p> <p>4. <u>契約者は、本約款及び個別契約の履行に際して知りえた当社の技術上、営業上および業務上の情報一切を、個別契約を履行する目的以外に使用又は複製してはならず、当社の書面による同意なくして第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。</u></p> <p>5. <u>次のいずれかに該当する情報は本条の守秘義務の範囲から除くものとします。</u></p> <p>(1) <u>受領者が提供を受けた時点で既に公知であった情報又は受領後、受領者の責めに帰さない事由により公知になった情報</u></p> <p>(2) <u>受領者が開示を受けた時点で既に保有していた情報</u></p> <p>(3) <u>守秘義務を負わない第三者から適法に取得した情報</u></p> <p>(4) <u>開示者が機密情報から除外することを書面により同意した情報</u></p>	<p>第16条 (機密保持)</p> <p>1. <u>当社および契約者は、本約款及び個別契約の履行に際して知り得た相手方の業務上の機密（通信の秘密及び利用者の秘密を含み、以下各号の情報を除きます。）を保護し、必要な範囲でのみ使用又は保存し、第三者に漏洩しません。</u></p> <p>(1) <u>知り得た時点で当社または契約者がすでに取得済みの情報</u></p> <p>(2) <u>知り得た時点で公知の情報又は知り得た後に当社または契約者の帰責事由によらず公知となった情報</u></p> <p>(3) <u>第三者から機密保持義務を負うことなく正当に取得した情報</u></p> <p>(4) <u>開示又は提供について相手方の同意を得た情報</u></p> <p>(5) <u>法令に基づき官公庁又は裁判所から開示を義務付けられた情報</u></p> <p>2. <u>前項の定めにかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第6条（第三者への委託）の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者からの事前の書面による承諾を受けることなく機密情報を開示することがあります。ただし、この場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う機密保持の義務と同等に負わせます。</u></p>	

	<p>第17条 (契約者情報の登録・開示)</p> <p>1. 当社は個別契約の履行後、契約者の氏名又は商号等の情報を当社顧客リストに登録します。</p> <p>2. 契約者は、当社に公的機関より正当な要求があった場合、前項の顧客リストの登録内容及び契約内容等が公的機関に開示されることに同意したものとみなします。</p>	<p>第16条 個人情報</p> <p>と統合の上、表現の見直し。</p> <p>本条は削除</p>
<p>第16条 個人情報</p> <p>1. 当社は、個別契約の履行に際して契約者から当社に提供される個人情報（以下、「個人情報」といいます。）の取扱いについて、適用される個人情報の保護又はデータ処理に関する法令を遵守するものとします。また、契約者が第1条第2項規定のメーカーによる保証又は第13条第2項規定のリース会社による支払い（以下、あわせて「第三者サービス」といいます。）のご利用を希望される場合には、第三者サービス提供事業者にも個人情報を送付する場合があります、当該個人情報に変更が生じた場合にも、同様に当社は変更後の個人情報を、同社に送付いたします。なお、第三者サービス提供事業者の個人情報の取り扱いについては、第三者サービス提供事業者が定める個人情報保護ポリシーをご確認ください。</p> <p>2. 当社は個人情報を、善良なる管理者としての注意を払って管理いたします。</p> <p>3. 契約者は、個人情報を、個別契約の履行する目的の他に、以下の各号に定める目的に利用し、又は第三者に提供することがあることに同意するものとします。</p> <p>(1) 当社が契約者に対し、サービスの追加もしくは変更のご案内、又は緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、又は電話等により連絡する場合。</p> <p>(2) 当社又は第三者サービス提供事業者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝又はその他の案内を、電子メールもしくは郵便等で通知する場合、電話等により連絡する場合、又は契約者がアクセスした当社のウェブサイト上その他契約者の情報端末機器の画面上に表示する場合。</p> <p>(3) 法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。</p> <p>(4) 契約者から事前に同意を得た場合。</p> <p>4. 契約者は、個別契約の履行及び第三者サービスの利用に関して個人情報を当社に提供するに際し、適用される個人情報の保護又はデータ処理に関する法令（個人データの第三者提供に関する規定を含むがこれに限られません。）を遵守し、適切な手続きを踏んだうえで、当社への提供を行うものとします。</p>	<p>第18条 (個人情報)</p> <p>1. 当社は、契約者から取得した個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に定める「個人情報」をいい、以下同様とします）の重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するものとし、本契約履行の目的以外に使用いたしません。</p>	
<p>第17条 知的財産権</p> <p>1. 契約品が、第三者の知的財産権（特許権等の工業所有権、ノウハウ、著作権を含むがこれに限られません。以下同じです。）を侵害したことによって生じた一切の紛争並びに損害について、当社はその責に任じないものとします。</p> <p>2. 契約品がソフトウェアの場合、ソフトウェアにかかわるすべての知的財産権は、契約者には移転しません。</p>	<p>第12条 (知的財産権)</p> <p>1. 契約品が、第三者の産業財産権その他の知的財産権を侵害したことによって生じた一切の紛争並びに損害について、当社はその責に任じないものとします。</p>	
<p>第18条 不可抗力</p> <p>当社は、天災、地震、火事、戦争、労働紛争、騒乱、テロ、サイバー攻撃、伝染病や感染症の流行等、法令の変更、政府、関連省庁もしくは地方自治体による規制、指示その他の指導、契約品の製造元・輸入元の倒産、輸送機関及び保管中の事故、メーカー等の債務不履行、通関・入港の遅延その他当社の責めに帰することのできない事由による、契約品の全部</p>	<p>第5条 (不可抗力)</p> <p>1. 当社は、天災、地震、火事、労働紛争、騒乱、伝染病、法令の変更、政府、関連省庁もしくは地方自治体による規制、指示、契約品の製造元・輸入元の倒産その他当社の責めに帰することのできない事由による、契約品の全部又は一部の納品不能、延着、損傷、変質等に伴う一切の損害については、その責めに任じないものとします。</p>	

<p>又は一部の納品不能、延着、損傷、変質等に伴う一切の損害については、その責めに応じないものとします。<u>この場合、当社の履行遅滞部分について契約者は受領を拒絶できないものとします。</u></p>		
<p>第19条 損害賠償</p> <p>1. 契約者は、個別契約の履行に際し、専ら当社の故意又は重過失により経済的損害を被った場合、<u>通常かつ直接の損害の範囲内に限り、当該個別契約における取引金額を上限として賠償を請求出来るものとします。</u></p> <p>2. 当社は、間接損害、予見の有無及び予見すべきであったか否かを問わず、特別の事情により生じた損害、逸失利益、データ又はプログラムの消失・喪失・破損については、<u>いかなる場合もその責を負わないものとします。</u></p> <p>3. 契約者による本約款又は個別契約に違反する行為、その他契約者の責めに帰すべき行為により、当社に損害を与えた場合、契約者は当社に対し、その損害を賠償するものとします。</p> <p>4. 契約者が本約款もしくは個別契約及び／又は第三者サービスの利用に際して、第三者に対して損害を与えた場合又は問題を生じさせた場合、契約者の責任と負担において単独で解決するものとし、当社に迷惑をかけないものとします。この場合において、当社に損害が生じた場合、契約者は当社の損害（合理的な範囲の弁護士その他専門家の費用を含みます。）を賠償するものとします。また、契約者の契約違反行為その他責めに帰すべき行為により、当社が第三者サービス提供事業者から損害賠償請求を受け、万が一当社がこれを支払った場合、契約者は当社が支払った金額を速やかに当社に補填するものとします。</p>	<p>第19条 (損害賠償)</p> <p>1. 契約者は、個別契約の履行に際し、専ら当社の責めに帰すべき事由により経済的損害を被った場合、<u>通常生ずべき損害の範囲内に限り、個別契約における取引金額を上限として賠償を請求出来るものとします。ただし、当社は、その予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益等については賠償責任を負わないものとします。</u></p>	
<p>第20条 端数処理</p> <p>本約款に基づき金額の計算をした場合に、その計算により算定された金額に1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てとします。</p>	<p>第20条 (端数処理)</p> <p>1. 本約款に基づき金額の計算をした場合に、その計算により算定された金額に1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てとします。</p>	
<p>第21条 消費税</p> <p>契約者が当社に対し、契約品に関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令（<u>改正があった場合改正後のものを含みます。</u>）の規定により、当該支払いについて消費税が賦課されるものとされる場合は、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。</p>	<p>第21条 (消費税)</p> <p>1. 契約者が当社に対し、契約品に関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により、当該支払いについて消費税が賦課されるものとされる場合は、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。</p>	
<p>第22条 合意管轄裁判所</p> <p>本約款及び個別契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p>第22条 (合意管轄裁判所)</p> <p>1. 本約款及び個別契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	
<p>第23条 誠実正義</p> <p>本約款に定めのない事項又は本約款もしくは個別契約の履行につき疑義を生じた場合には、双方誠意をもって協議し円満解決を図るものとします。</p>	<p>第23条 (誠実正義)</p> <p>1. 本約款に定めのない事項又は本約款又は個別契約の履行につき疑義を生じた場合には、双方誠意をもって協議し円満解決を図るものとします。</p>	